

## 公安協議結果概要

- ① 駅前広場と本件施設用地境界は資料 10 に示すとおり、植栽帯等で区切ること。
- ② ①を前提として本件施設利用者及び公園利用者に向けた誘導案内板等を設置し、本件施設への誘導や、本件施設利用者が駅前広場に侵入しないよう工夫すること。
- ③ 連絡通路は資料 13 に示すとおり、資料 13 における A 部－B 部間は 24 時間開放とする。A 部－B 部間と本件施設を結ぶ連絡通路は、本件施設の営業時間内のみ通行可能とするよう工夫すること。
- ④ 資料 10 の屋外 24 時間トイレ整備エリアに放置自転車や臨時駐輪が行われないよう対策を行うこと。
- ⑤ 事業者は本事業の計画について、設計業務内の適切な時期に飾磨警察署と協議を行うこと。